

○五領川公共下水道事務組合工事費等内訳書提出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第20条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）の趣旨を踏まえ、五領川公共下水道事務組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事および測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等（以下「工事等」という。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の適正な積算を促進するため、入札参加者に工事費内訳書の提出を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 工事等に係る競争入札の入札参加者は、工事費内訳書を提出しなければならない。なお、再度入札については、提出を求めない。

(提出方法)

第3条 工事費内訳書は、入札書と同時に提出するものとする。

(記載内容)

第4条 工事費内訳書の記載については、次のとおりとする。

- (1) 内訳書の様式は、A4サイズとし、表紙には日付、発注者名、表題（工事費（業務費）内訳書と記載）、工事等名、工事等箇所、住所、商号又は名称、代表者氏名を記載し、押印するものとする。
- (2) 工事費内訳書の記載内容は、閲覧設計書に記載された費目、工種、施工名称（「閲覧設計書」が、種目別内訳書、科目別内訳書及び細目別内訳書に区分されている場合は、名称、規格・摘要）、数量及び単位並びに入札額の根拠とした単価及び金額を明記するものとする。
- (3) 入札公告の際に工事費内訳書の様式を発注者が提供した場合については、原則としてその様式を使用し、入札額の根拠とした単価及び金額を明記するものとする。

(審査の方法)

第5条 審査は、開札後、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格が設けられている場合は予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札した者（以下「落札候補者」という。）が提出した工事内訳書により行うものとする。

2 第1項の規定により、落札候補者が失格となった場合は、第1順位の落札候補者の次に低い価格で入札した者を審査する。

(審査基準)

第6条 工事費内訳書が次に掲げる事項に該当する場合は、当該落札候補者の入札を失格として取扱うものとする。

- (1) 工事費内訳書の全部又は一部が未提出の場合
- (2) 入札書に記載された入札金額と工事費内訳書の工事価格が一致しない場合

(消費税相当額は除く。)

- (3) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費(「閲覧設計書」が、種目別内訳書、科目別内訳書及び細目別内訳書に区分されている場合は、一般管理費等)の合計欄に記載された金額の合計額と工事費内訳書の工事価格が一致しない場合
- (4) 値引き、減額の項目が計上されている場合(スクラップ控除等マイナス計上すべきものを除く)
- (5) 閲覧設計書の数量、単位及び未記入箇所等がある場合

(審査の時期)

第7条 入札時に行うものとする。

(審査者)

第8条 工事等担当係の職員が行うものとする。

(提出された工事費内訳書の取扱い)

第9条 提出された工事費内訳書の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

- (1) 入札書提出後における工事費内訳書の差替、追加は認めないものとする。
- (2) 提出された工事費内訳書は返却せず、他の入札関係書類と併せて保管する。
- (3) 提出された内訳書は、非公開とする。
- (4) 発注者は、必要に応じて、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等へ提出することがある。
- (5) 内訳書の保管期間は、契約者分については入札終了月の翌月から5年間、その他の入札者分については入札終了月の翌月から1年間とする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。